

＜郵送による転出届について＞

「郵送申請による転出届・マイナンバーカードによる転出届」に必要事項を記入のうえ、必要書類をそえて野洲市市民課へ郵送することで届出ができます。

郵送での転出の届出は、転出される方が、有効なマイナンバーカードをお持ちの方と、お持ちでない方で手続きが一部異なります。

なお、転入の届出は郵送ではできません。必ず新住所地の市区町村役場で手続きをしてください。

●有効なマイナンバーカードをお持ちの方

(転出される方のうち、お一人でも該当すれば、こちらでお手続きができます)

要 件	送付するもの (本人確認書類)	手続き完了 お知らせ
①異動年月日が14日以上さかのぼらない。 ②数字4ヶタの暗証番号（住民基本台帳用）を覚えている。	①届出書 ②本人確認書類のコピー マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の証明書	ご指定のメールアドレスに通知

●通常の転出（マイナンバーカードをお持ちでない方など）

要 件	送付するもの (本人確認書類)	手続き完了 お知らせ
マイナンバーカードをお持ちでない方 または マイナンバーカードを持っているが、下記にひとつでも該当する場合 ①異動年月日が14日以上さかのぼる。 ②マイナンバーカードの数字4ヶタの暗証番号（住民基本台帳用）を忘れた。	①届出書 ②本人確認書類のコピー [顔写真付きの書類がある] 運転免許証、マイナンバーカードなど官公署発行の証明書 [顔写真付きの書類がない] 健康保険資格確認書、年金手帳など官公署発行の証明書 ③返信用封筒（新住所または旧住所・氏名を明記し、切手320円貼付） ※切手内訳：普通郵便110円+特定記録210円	転出証明書を郵送 ※新住所（転入先）または旧住所（野洲市の住所）に限ります。

※実際の転出届出日は、野洲市役所で転出の手続きを行った日となります。

※郵送等による転出届は、異動されるご本人が届出してください。（同一世帯で他に転出者がおられる場合は、異動者の氏名欄にご記入ください。）

【送付先】

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1 野洲市役所 市民課宛

郵送申請による転出届・マイナンバーカードによる転出届

野洲市長 様

年 月 日

下記のとおり、住所を変更しますので転出の手続きを届出します。

届出人	ふりがな	TEL ()
	氏名	※ 昼間に連絡のとれる電話番号
	住所	
	メールアドレス	

※マイナンバーカードによる転出の場合は、メールで処理の完了を通知しますので、必ずメールアドレスをご記入ください。市民課 (simin@city.yasu.lg.jp) から通知します。

転出の種類 <u>どちらかにレ点して下さい</u>	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードによる転出	マイナンバーカードによる転入ができます。 (郵便を投函してから転出届の処理が完了するまで数日程度必要です。)
	<input type="checkbox"/> 通常の転出	転出証明書を郵送します。 (転出証明書の郵送まで数日程度必要です。)

異動(転出予定)年月日	年 月 日	※必ず記入してください※
-------------	-------	--------------

住所	新		世帯主	新	
	旧	滋賀県野洲市		旧	

異動者全員の氏名(届出人も記入してください)	性別	生年月日
	男・女	昭・平・令・西暦 年 月 日
	男・女	昭・平・令・西暦 年 月 日
	男・女	昭・平・令・西暦 年 月 日
	男・女	昭・平・令・西暦 年 月 日
	男・女	昭・平・令・西暦 年 月 日

備考欄	
-----	--